

116

## 小松すずらん台第2

協定区域	北区北五葉4丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2004年1月8日
	面積	1,767.08 m <sup>2</sup>		更新 2013年9月27日 更新 2023年9月27日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2023年9月27日～2033年9月26日(10年)

## 協定内容の概要

- (1) 1区画に一戸の建物とし住居専用住宅若しくは下記併用住宅とする。但し、第7条に定める委員会で認める、一户の建築物に2世帯が居住する建築物はこの限りではない。
- (A) 医院（獣医院、救急指定医院を除く）
  - (B) 事務所
  - (C) 日用品の販売が主目的の店舗
  - (D) 学習塾、華道教室、ピアノ教室、その他これらに類する施設
  - (E) 理髪店、美容院
- (2) 建築物の地盤面（本協定締結時における）から最高の高さは10m、軒の最高の高さは7mをこえてはならない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

\* 建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

\* 建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

\* 運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

